

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項について

1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 厚生労働省社会・援護局長通知

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言】

（1）市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

（平成 14 年 4 月 1 日付け、社援発第 0401004 号）

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- ④ その他地域福祉を推進するうえで必要と認められる事項

（2）市町村地域福祉計画の策定について（平成 19 年 8 月 10 日付け、社援発第 0810001 号）

- ① 要援護者の把握に関する事項
- ② 要援護者情報の共有に関する事項
- ③ 要援護者の支援に関する事項

（3）市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

（平成 26 年 3 月 27 日付け、社援発 0327 第 13 号）

- ① 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ② 生活困窮者の把握等に関する事項
- ③ 生活困窮者の自立支援に関する事項

※今後、社会福祉法改正等により追加が必要と見込まれる事項

- ・ 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ・ 定期的な計画変更と P D C A サイクルを導入